

1. 治水対策の転換について

(1) 近年の激甚災害

- 平成27年9月の関東・東北豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、平成30年台風21号、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨
- 以上のように、近年、毎年のように激甚な災害が発生している。

(2) 流域治水への転換

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、**「流域治水」へ転換**を推進することが令和2年6月に国より打ち出された。

「流域治水」の考え方



出典：気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について 答申

2. 今後の取り組みについて

(1) 泉南地域の防災・減災に係る取組方針の継続について

- これまでの「泉南地域の防災・減災に係る取組方針」の**現取組の効果検証**を踏まえるとともに流域治水の考え方を踏まえ**新たな取組方針を策定**して取り組んでいく。
- 各施策の検討・推進には、現協議会の組織以外の部局にも及ぶことから、協議会の**組織構成の見直し**をおこなう。

(2) 流域治水プロジェクトの策定・推進について

- 「地域の取組方針」を踏まえて各流域ごとに重点的に実施する様々な治水対策と実施主体の見える化や対策のロードマップなど住民に分かりやすく示すために**「流域治水プロジェクト」を策定**し取り組んでいく。

■流域治水の主な取組

(1) 氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水活用
- ・利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用
- ・土地利用と一体となった遊水機能の向上
- ・河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備
- ・「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

(2) 被害対象を減少させるための対策

- ・土地利用規制、誘導、移転促進
- ・二線堤の整備、自然堤防の保全

(3) 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害リスク情報の空白地帯解消
- ・長期予測の技術開発
- ・工場や建築物の浸水対策、BCPの策定
- ・不動産取引時の水害リスク情報提供
- ・官民連携によるTEC－FORCEの体制強化
- ・排水門等の整備、排水強化

「流域治水」の施策のイメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大 集水域
 [県・市、企業、住民]
 雨水貯留浸透施設の整備、
 ため池等の治水利用

流水の貯留 河川区域
 [国・県・市・利水者]
 治水ダム建設・再生、
 利水ダム等において貯留水を
 事前に放流し洪水調節に活用
 [国・県・市]
 土地利用と一体となった遊水
 機能の向上

**持続可能な河道の流下能力の
維持・向上**
 [国・県・市]
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、
 雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす
 [国・県]
 「粘り強い堤防」を目指した
 堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

**リスクの低いエリアへ誘導／
住まい方の工夫** 氾濫域
 [県・市、企業、住民]
 土地利用規制、誘導、移転促進、
 不動産取引時の水害リスク情報提供、
 金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす
 [国・県・市]
 二線堤の整備、
 自然堤防の保全



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実 氾濫域
 [国・県]
 水害リスク情報の空白地帯解消、
 多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
 [国・県・市]
 長期予測の技術開発、
 リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
 [企業、住民]
 工場や建築物の浸水対策、
 BCPの策定

住まい方の工夫
 [企業、住民]
 不動産取引時の水害リスク情報
 提供、金融商品を通じた浸水対
 策の促進

被災自治体の支援体制充実
 [国・企業]
 官民連携によるTEC-FORCEの
 体制強化

氾濫水を早く排除する
 [国・県・市等]
 排水門等の整備、排水強化

流域治水における施策の充実に向けた関係省庁との連携状況

- 河川管理者等が主体となって行う治水事業等これまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組むことが重要。
- このため、流域で行う治水対策の充実に向けて、利水ダム等の既設ダムによる「事前放流」の抜本的な拡大【農林水産省・経済産業省(資源エネルギー庁)・厚生労働省と連携】、森林保全等の治山対策と砂防事業の連携【林野庁との連携】を行い、流域治水を推進していく。

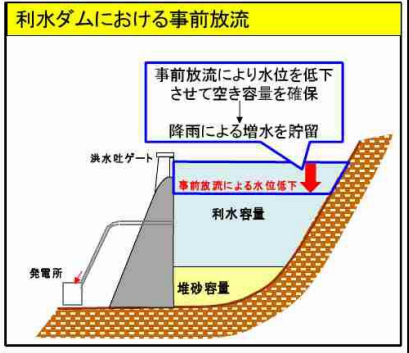
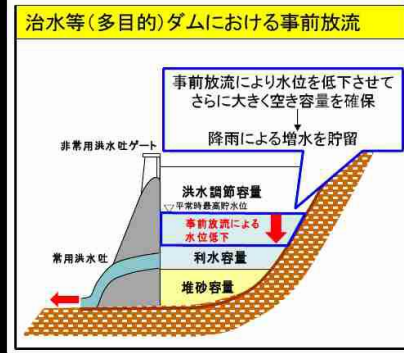
「事前放流」の抜本的な拡大 【農林水産省・経済産業省(資源エネルギー庁)・厚生労働省と連携】

【治水協定の締結、事前放流の運用開始】

- 発電、農業、水道など水利用を目的とする利水ダムを含めた全てのダムが対象。
- ダムに洪水を貯める機能を強化するための基本方針を策定(令和元年12月)



- 治水協定の締結
ダムのある1級水系(99水系)
ダムのある2級水系のうち(86水系)
- 令和2年の出水期から事前放流を実施

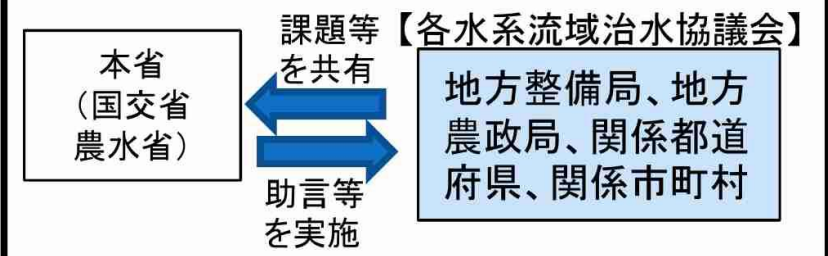


水田や農業用ため池の活用 【農林水産省と連携】

【国交省・農水省それぞれから関係市町村へ以下を通知】※令和2年10月1日に通知

- 地方農政局の協議会への参画
- 活用先行事例とその支援策の情報提供
- 「流域治水プロジェクト」の取組の推進
- 水田や農業用ため池の治水効果の評価

の実施、更なる運用の改善



○ 田んぼダムに取り組む水田



森林保全等の治山対策との連携 【林野庁との連携】

- 【砂防部と林野庁関係課による連携調整会議の実施(9/24)】
- 双方で今後の取組について情報提供し認識を共有
 - これまで調整会議などで図ってきた連携を、今後さらに強化することを確認
 - 具体箇所や新たな連携方策について意見交換

連携イメージ

【治山】上流域の荒廃森林を整備し、流木の発生源対策を実施

【砂防】下流域(保全対象直上)に砂防堰堤などを整備し、土砂や流木の流出による直接的な被害を防止



流域治水における施策の充実に向けた関係省庁との連携状況


○ 治水対策に加えて、人的被害ゼロを目指した実行性のある避難体制の構築【厚生労働省と連携】、氾濫をできるだけ防ぐための河道内樹木伐採コスト縮減に向けたバイオマス発電の利活用【環境省と連携】、土地利用・住まい方の工夫などまちづくりと治水事業の連携促進【関係市町村と連携】を行い、流域治水を推進していく。

高齢者福祉施設の避難確保 【厚生労働省と連携】


【厚生労働省と検討会の開催(10/7)】
令和2年7月の豪雨災害において、熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」が被災し、死者14名の被害が発生したため、有識者による検討会を設置し、避難の実効性を高める方策を検討

国土交通省 ← 連携 → 厚生労働省

- 避難確保計画の内容の適切性について
- 施設の体制や設備について
- 施設職員の人材育成について
- 関係者との連携について



特別養護老人ホーム「千寿園」




第1回検討会(10/7)

河道内樹木のバイオマス発電への利活用【環境省と連携】

【実現性・有効性の検証開始】
河道内の樹木の繁茂により、洪水の疎通能力が低下する恐れがあり、樹木を定期的に伐採する必要がある。伐採コストを縮減するため、伐採樹木をバイオマス資源として発電事業への利活用を検討

国土交通省 ← 連携 → 環境省

伐採コスト縮減 × 再エネ拡大



伐採樹木

バイオマス発電
プラント

発電

熱供給

河道内樹木を伐採し洪水の疎通能力を向上

土地利用・住まい方の工夫 【市町村まちづくり部局と連携】

○モデル都市(30都市)において水災害対策を踏まえた防災まちづくりのケーススタディを9月から実施中。
○得られた知見等を他都市へ横展開するとともに、実施内容を流域治水プロジェクトへ反映するよう市町村へ依頼

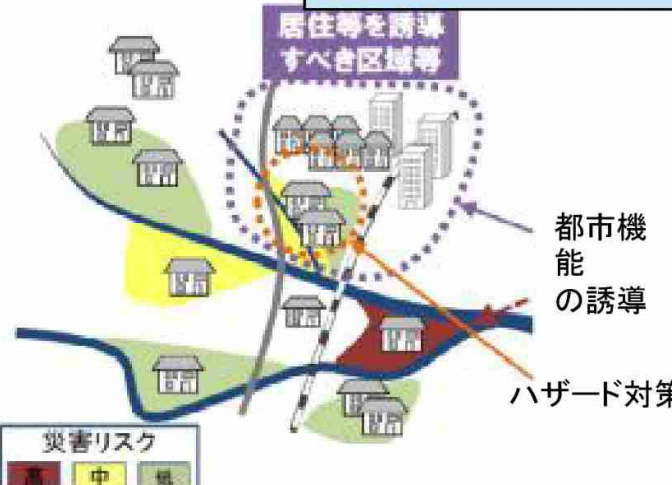
都市局
水国局
住宅局

課題等を共有

⇄

助言等を実施

関係市町村
土木・防災部局
まちづくり・建築部局



以上、国土交通省資料より抜粋